

## 社会福祉法人コイノニア協会 役員等報酬規程

### (目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人コイノニア協会（以下「当法人」という）の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、当法人の職員を兼務していない役員のうち、この法人を主たる勤務場所とし、週3日以上当法人の業務に従事する理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

**第3条** 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与を支給する。
  - (2) 非常勤役員については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

### (報酬等の額の決定)

**第4条** この法人の全理事の報酬総額は、年間1,500万円以内とする。なお、報酬総額に職員としての給与は含まない。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。
- 3 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定めるものとする。
  - (1) 報酬については、別表第1に定める額
  - (2) 賞与については、別表第2に定める額
- 4 非常勤役員及び評議員に対する報酬については、別表第3に定める額とする。

### (報酬等の支給日)

**第5条** 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月23日とする。ただし、その日が銀行休業日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い銀行休業日でない日とする。
- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

2 非常勤役員に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した場合については無報酬とし、法人及び施設業務のための出勤した場合は、その都度支給する。

### (報酬等の支給方法)

**第6条** 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### (常勤役員の報酬の日割り計算)

**第7条** 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (費用の支給)

**第8条** 役員及び評議員に、次の通り費用を支給する。

(1) 非常勤役員及び評議員の交通費実費相当額については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員及び評議員に対する交通費実費相当額は、当該会議に出席した都度、支給する。

(3) 役員及び評議員が職務のため出張したときは、役職員旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料、日当等）を支給する。

2 費用は、本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

### (端数の処理)

**第9条** この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のと

おり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

**第10条** 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

**第12条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、2017 (H29) 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、2019 (R1) 年 6 月 23 日より施行する。

この規程は、2020 (R2) 年 6 月 28 日より施行する。

### 別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 当法人俸給表 7 級 34 号俸
業務執行理事	月額 当法人俸給表 4 級 34 号俸
理事	月額 当法人俸給表 1 級 34 号俸

※上記の報酬から、源泉所得税を控除した額を支給する。

### 別表 2 (常勤役員の賞与)

6 月の賞与	報酬月額×1 か月分
12 月の賞与	報酬月額×1 か月分

※上記の報酬から、源泉所得税を控除した額を支給する。

### 別表 3 (非常勤役員及び評議員の報酬)

#### (1) 評議員

	日額
評議員会への出席を除く法人及び施設業務のための出勤	3,000 円+源泉所得税

#### (2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	3,000 円+源泉所得税
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円+源泉所得税

#### (3) 監事

	日額
理事会等会議及び監事監査等への出席	3,000 円+源泉所得税
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	3,000 円+源泉所得税

### 別表第 4 費用 (交通費実費相当額)

評議員会・理事会・監事監査等に出席する場合

	交通費実費相当額
片道 30 km未満の場合	0 円
片道 30 km以上の場合	20 円×往復距離 (km)